

「鏡川工業用水道」利用のご案内

高知県公営企業局

高知家

工業用水道とは

次のような用途に利用でき、一定量以上の水使用が見込まれる場合、上水道に比べ**料金が安くなります**。また、飲用水には使用できませんが、水質は標準値^{※1}を満足するものです。

用途

- ◆製造業、電気・ガス・熱供給業
製品処理用水、洗浄用水
冷却用水、温調用水
ボイラ用水
原料用水
- ◆その他
雑用水（トイレ用水、洗車用水等）

上水(市水道)		工業用水	
従量制	料金面	定額制	
水道管理者	メーター所有		お客様

ここが違う!

給水区域は

高知市の港・棧橋・仁井田・弘化台・北タナスカ地区となっています。

料金

契約水量（基本契約水量^{※2}・特定契約水量^{※3}）に基づく**定額制**の料金制度を採用しています。なお、契約水量を超えて受水された場合、**超過水量**として超過料金をいただきます。

料金区分	単価(円/m ³)
基本料金	16
特定料金	16
超過料金	32

○税抜き表示

また、契約水量の最低申込み水量は、**1日当たり100m³**（約4m³/時）となっています。

計算例

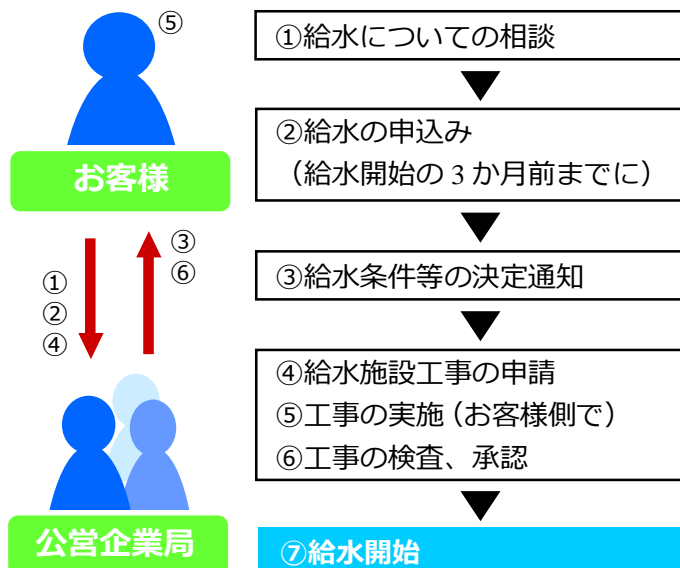
<算出例>

基本契約水量：100 m³/日(約4m³/時)
特定契約水量：なし
超過水量：5 m³/時

$$\begin{aligned} \text{月額料金} &= (\text{契約水量} \times \text{日数} \times 16 \text{円} + \text{超過水量} \times 24 \text{時間} \times 32 \text{円}) \\ &\quad \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= (100 \times 31 \times 16 + 5 \times 24 \times 32) \times 1.08 = 57,715 \text{円} \end{aligned}$$

給水開始までの流れ

工業用水の給水開始までの手続きは次のとおりです。



新たに給水を希望されるお客様へ

工業用水布設管からの引込管や水量メーターなど給水施設を新設する場合に、その費用について、次の条件により補助をいたします。

補助条件

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業であること
- (2) 基本水量が日量200m³以内であること
- (3) 給水開始後8年間の継続受水を行うこと
- (4) 補助相当額の債務保証(連帯保証人の選出)が必要です
- (5) 補助率70%以内、補助限度額350万円

※ 補助制度利用に際しては給水申込みとは別に所定の手続きが必要です

注釈

- ※1 日本工業用水協会水質基準制定委員会が制定(1971年)
- ※2 1日当たりの使用水量で、1年単位で契約
- ※3 基本契約使用を超える水量で、給水を受けるときに月単位で契約

○お申込み・お問合せ先

高知県公営企業局

電気工水課

☎088-821-4622

総合制御所

工業用水道課

☎088-844-1898

高知県工業用水

検索